

東広島市国際化推進協議会
国際交流事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 東広島市国際化推進協議会国際交流事業助成金は、市民が主体となって行う国際交流事業や国際理解を深めるための事業に対し助成を行うことにより、市民レベルの国際交流を支援し、地域の国際化と多文化共生のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となるのは、前条に該当する活動実績を有する非営利の団体またはグループ（以下「団体」という。）で、且つ、東広島市内に活動拠点を有する団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、前条に該当する団体が主催して実施するもので、次に該当する事業とする。

- (1) 外国人との相互理解を深める文化・スポーツ交流事業
 - (2) 国際理解を深めるためのイベント、講座等の開催
 - (3) その他市民レベルの事業で多文化共生のまちづくりに資すると認められる事業
- 2 原則として、一般市民が参加できる事業を対象とする。
- 3 前条にかかわらず、本協議会の他の助成を受けている事業は対象としない。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、一事業につき総事業費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

2 同一団体に対する交付は、同一年度において一回限りとする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、当該事業の実施に直接必要なものとする。団体の運営経費は対象としない。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、所定の申請書により、別に定める期日までに、会長に対し申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、助成金の交付及び額の決定を団体に通知するものとする。

(助成に伴う責任の遂行)

第8条 助成の交付決定通知を受けた団体は、当該事業の実施にあたり、一切を自己の責任において遂行しなければならない。

(交付の請求)

第9条 交付の決定を受けた団体が助成金の交付の請求をしようとするときは、別に定める期日までに、所定の請求書を会長に提出しなければならない。

(変更申請等)

第10条 助成を受ける団体が、やむを得ない事由により申請内容を変更する場合は、別に定めるところにより、事業実施前に会長の承認を得なければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 会長は、助成金を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業を実施しない又は実施する見込みがないとき。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 本要綱の各条項に違反したとき。
- (4) その他会長が不適当と認めたとき。

(実績報告)

第12条 助成金の交付を受けた団体は、当該助成事業が完了した場合は、事業完了後30日以内に所定の事業実施報告書を提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第13条 助成金の交付を受けた団体は、事業実施に伴う支出証拠書類等を完備し、3年間保管しなければならない。また必要に応じ提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則 (平成27年5月25日一部改正)

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附 則 (令和3年5月25日一部改正)

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。